

報告第18号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成30年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	山梨県甲斐市 在住 男性	事故日：平成30年4月3日 場 所：福島県南相馬市原町区日の出町 ・南相馬市への派遣職員が、運転する車両を駐車場から出庫するためバックさせた際、後方に駐車中であつた相手方車両と接触し損傷を与えた。 (政策経営部)	273,445円
			平成30年5月12日
2	杉並区阿佐谷南 一丁目所在 個人宅	事故日：平成30年4月4日 場 所：杉並区阿佐谷南一丁目 ・可燃ごみ収集作業中、狭小路のT路地で方向転回するため車両をバックさせた際、相手方住宅のタイル壁に接触し、タイルを破損した。 (環境部)	72,040円
			平成30年6月19日